

教育庁等職員の懲戒処分について

北海道教育委員会
平成28年11月16日付
(担当 総務政策局総務課人事グループ 内線35-103)

所属・職・氏名	処分内容	事故の概要
<p>道東地方教育局</p> <p>主査 男性(41歳)</p>	<p>停職4か月</p>	<p>平成27年12月10日(木)、運転免許証の有効期限が平成27年2月2日(月)で切れていることに気づいたが、12月11日(金)から12月25日(金)の間、無免許で自家用車を運転し通勤した。</p> <p>12月25日(金)、仮運転免許証(以下「仮免許証」という。)の申請手続きを行い、平成28年1月20日(水)に、平成28年6月24日まで有効の仮免許証を取得したが、有効期間中、1月21日(木)から2月10日(水)まで徒歩で通勤した以外は、免許所有者の同乗や「仮免許練習中」の表示を行わず、仮免許運転違反で通勤を続けたほか、2月19日(金)には公用車の運転を行った。</p> <p>6月24日(金)に仮免許証の有効期限が切れた以降も8月17日(水)までの間、無免許で通勤を続けた。</p> <p>結果として、事故者は、通勤に関して、27年度に無免許運転10回、仮免許運転違反41回、28年度に無免許運転32回、仮免許運転違反53回を行った。</p> <p>(管理監督者：文書訓告2名)</p>